

## 実質化された王司員光地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	王司員光地区(神田集落、山田集落、下組集落、中村集落、河内集落)	令和5年3月31日	

## 1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	163.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	123.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	78.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の農業の現状及び課題

当地区は、四王司山系を背後にした丘陵地帯が、河内地区から流れ出る員光川沿いになだらかに広がり、水田地帯を形成している。水稲やいちごなどの園芸作物の生産が盛んな農業地帯であり、農業用機械の共同利用などの集落営農も進んでいる。

しかしながら、近年の農業者の高齢化等により耕作放棄地が見られるようになっており、後継者の確保が課題である。

今後、集落営農法人の設立などを検討しつつ、新規就農者を確保・育成しながら、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

また、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が32.5ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・農事組合法人王司を中心に、各集落での農業用機械の共同利用に努め、集落営農を行いつつ、集落営農法人の設立の検討や、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
- ・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

王司員光地区の中心経営体は30経営体おり、うち法人が3経営体(うち認定農業者2経営体と基本構想水準到達者1経営体)、個人が27経営体(うち認定農業者8経営体と認定新規就農者1経営体)である。水田利用は22経営体と集落営農組織を中心に担い、畑利用については7経営体を中心に担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	30 経営体		61.2 ha 肉用牛950頭		61.2 ha 肉用牛950頭	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

**農用地の集積、集約化の方針※**  
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

**農地中間管理機構の活用方針※**  
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

**基盤整備事業への取組方針※**  
老朽化しているため池や水路、農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。

**多様な経営体の確保・育成の取組方針※**  
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

**農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針※**  
作業の効率化が期待できる防除作業は、JAへの委託を進める。

**農地の貸付け等の意向**  
貸付け等の意向が確認された農地は、18筆、23,167㎡となっている。

**新規・特産化作物の導入方針**  
恋の予感などの多収米の作付けに取り組み、ミニトマトなどの園芸作物の生産に取り組む。

**鳥獣被害防止対策の取組方針**  
地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

**スマート農業への取組方針**  
農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機を活用を進める。

**農業用施設の集約化への取組方針**  
機械組合を活用し、農業用機械の共同利用を行う。  
担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、王司イチゴ集出荷場への集約化を進める。